明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**七）　二

〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**国家公安委**六）　七
○原動機を用いる軽車両の型式認定番号を指定した件（**同**七）　八
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**同**八）　八
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**九）　八
○法務省所管事業（更生保護事業）分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（**法務**四七）　九
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**五〇）　一七
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（**厚生労働**三五）　一九
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**一二一）　四四
○国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件（**同**一二二）　四四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**同**一二三）　五〇
○那覇空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**一二四）　五一
○航空機の位置通報点に関する告示の一部を改正する件（**同**一二五）　五二
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**一一）　五二
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**三六～四〇）　五四
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**四一）　五五
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**四二）　五五
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**四三）　五五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、共同使用の条件変更、追加提供及び新規提供が決定された件（**同**四四）　五五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五六
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示の一部を改正、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　八四
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　九五
会社その他
会社決算公告　一〇〇